

極東国際軍事裁判 書証・証人一覧

出典:

「極東国際軍事裁判速記録」第一巻～第十巻
(雄松堂書店、昭和四三年一月二五日発行)

アメリカ合衆国
中華民国
大ブリテン北アイルランド連合王国
「ソビエツ」社会主義共和国連邦
濠州連邦
カナダ
フランス共和国
オランダ王国
ニュージーランド
インド
フィリピン

対

被告

荒木 貞夫
土肥原賢二
橋本欣五郎
畑 俊六
平沼騏一郎
廣田 弘毅
星野 直樹
板垣征四郎
賀屋 興宣
木戸 幸一
木村兵太郎
小磯 國昭
松井 石根
松岡 洋右
南 次郎
武藤 章
永野 修身
岡 敬純
大川 周明
大島 浩
佐藤 賢了
重光 葵
嶋田繁太郎
白鳥 敏夫
鈴木 貞一
東郷 茂徳
東條 英機
梅津美治郎

裁判所側

裁判長

濠州連邦代表

判事

カナダ代表

中華民国代表

ウィリアム・F・ウェブ卿

E・スチュワート・マックドゥガル判事

梅汝敖氏

フランス共和国代表 アンリー・ベルナル氏
オランダ王国代表 バーナード・ヴィクター・A・ローリング判事
ニュージーランド代表 エリマ・ハーバー・ノースクロフト判事
「ソビエツ」社会主義共和国連邦代表
I・M・ザリヤーノフ判事
大ブリテン北アイルランド連合王国代表
パトリック卿
アメリカ合衆国代表 ジョン・P・ヒギンズ判事
インド代表 ラーダ・ピード・パル判事

検事側

主席検察官

アメリカ合衆国代表 ジョセフ・B・キーナン氏

参与検察官

アメリカ合衆国代表 フランク・タブナー・J・R(ママ)氏

中華民国代表 向哲濬氏

大ブリテン北アイルランド連合王国代表

A・S・コミンズ・カー氏

「ソビエツ」社会主義共和国連邦代表

S・A・ゴルンスキー氏

S・Y・ローゼンブリット大佐

濠州連邦代表 A・J・マンズフィールド氏

カナダ代表 H・G・ノーラン代将

フランス共和国代表 ロベル・オネト氏

オランダ王国代表 W・G・F・ボルゲルホフ・マルデル氏

A・T・ラヴァージ氏

インド代表 コビンダ・メノン氏

フィリピン代表 ペドロ・ロペス氏

弁護人側

主席弁護人(アメリカ合衆国側)

ビーバレー・M・コールマン海軍大佐

補佐弁護人

ローレンズ・F・マックマーナス氏 被告 荒木 貞夫 弁護人

フランクリン・ワーレン氏 被告 土肥原賢二 弁護人

アリスティディース・G・ラザラス中尉 被告 畑 俊六 弁護人

サムウェル・J・クライマン大尉 被告 平沼騏一郎 弁護人

デイヴィット・F・スミス氏 被告 廣田 弘毅 弁護人

ジョージ・C・ウィリアムス氏 被告 星野 直樹 弁護人

ウィリアム・ローガン氏 被告 木戸 幸一 弁護人

ジョウゼア・C・ハワード氏 被告 木村兵太郎 弁護人

ウィリアム・J・マコーマク氏 被告 南 次郎 弁護人

ロージャー・F・コール氏 被告 武藤 章 弁護人

ジョン・C・ブラナン氏 被告 永野 修身 弁護人

アルフレッド・W・ブルックス氏 被告 小磯 國昭 弁護人

フロイド・J・マタイス氏 被告 松井 石根 弁護人

オウエン・カニンガム氏 被告 大島 浩 弁護人

ジェームズ・N・フリーマン氏 被告 佐藤 賢了 弁護人

ジョージ・A・ファーンズ大尉 被告 重光 葵 弁護人

エドワード・P・マクダーモット氏 被告 嶋田繁太郎 弁護人

マイケル・ロヴィン氏 被告 鈴木 貞一 弁護人

チャールズ・B・コードル氏 被告 白鳥 敏夫 弁護人

チャールズ・T・ヤング氏 被告 東郷 茂徳 弁護人

ベンブルース・ブレイクニー少佐 被告 梅津美治郎 弁護人

弁護人(日本人側)

鵜澤 總明氏
菅原 裕氏
太田金次郎氏
林 逸郎氏
神崎 正義氏
宇佐見六郎氏
花井 忠氏
藤井五一郎氏
山田 半蔵氏
高野 弦雄氏
穂積 重威氏
塩原時三郎氏
三文字正平氏
伊藤 清氏
小林 俊三氏
岡本 敏夫氏
岡本 尚一氏
奥山 八郎氏
宗宮 信次氏
大原 信一氏
島内 龍起氏
草野 豹一氏
高柳 賢三氏
高橋 義次氏
成富 信夫氏
長谷川元吉氏
清瀬 一郎氏
三毛正太郎氏

被告 荒木 貞夫 弁護士
被告 土肥原賢二 弁護士
被告 橋本欣五郎 弁護士
被告 畑 俊六 弁護士
被告 平沼騏一郎 弁護士
被告 廣田 弘毅 弁護士
被告 星野 直樹 弁護士
被告 板垣征四郎 弁護士
被告 加賀 興宣 弁護士
被告 木戸幸一 及び 被告 東郷茂徳 弁護士
被告 木村兵太郎 弁護士
被告 小磯 國昭 弁護士
被告 松井 石根 弁護士
被告 松岡 洋右 弁護士
被告 南 次郎 弁護士
被告 武藤 章 弁護士
被告 永野 修身 弁護士
被告 岡 敬純 弁護士
被告 大川 周明 弁護士
被告 大島 浩 弁護士
被告 佐藤 賢了 弁護士
被告 重光 葵 弁護士
被告 嶋田繁太郎 弁護士
被告 白鳥 敏夫 弁護士
被告 鈴木 貞一 弁護士
被告 東條 英機 弁護士
被告 梅津美治郎 弁護士

注) 難読人名: 橋本欣(きん)五郎、平沼騏(き)一郎、賀屋興宣(おきのり)、松井石根(いわね)、
松岡洋右(ようすけ)、永野修身(おさみ)、重光葵(まもる)、東郷茂徳(のり)、
東條英機(ひでき)、梅津美(よし)治郎 [〇六・四・三]

-
- 一. 速記録第一号 昭和二一年五月三日(金) (第一卷第一号所収)
執行官起訴状朗読(訴因第四七まで)
 - 二. 速記録第二号 昭和二一年五月四日(土) (第一卷第二号所収)
執行官起訴状朗読(訴因第四八より終まで)
 - 三. 速記録第三号 昭和二一年五月六日(月) (第一卷第三号所収)
(認否)
検察側証拠(キーナン検事)
カイロ会議宣言
ポツダム宣言
日本の条件付受諾(ママ)
日本政府条件付受諾に対するアメリカ国務長官の回答
日本政府最後の受諾
日本側降伏文書
モスコウ会議決定
極東国際軍事裁判所設定に関する特別布告
一般命令第二十
極東国際軍事裁判所条例
一般命令第七
連合国最高司令部(ママ)
軍事裁判所構成員に関する事項(ママ)

第十一(ママ)

極東国際軍事裁判所手続規定

注)「ママ」は引用者による不明点

[〇六・四・一〇]

四. 速記録第四号 昭和二年五月一三日(月) (第一巻第四号所収)

(弁論)

清瀬一郎弁護人による本裁判所管轄に対する異議申立
同、太平洋戦争(大東亜戦争)の範囲に関する異議申立
同、訴因からタイ国を排斥すべき旨の異議申立
キーナン主席検察官による反論
コミンズ・カー副検察官による本裁判所の管轄権に関する申立に対する回答
(申立文書日本文訳者朗読)
清瀬一郎弁護人の答弁

五. 速記録第五号 昭和二年五月一四日(火) (第一巻第五号所収)

(動議)

ワーレン弁護人による本裁判所の管轄はない旨の申立
ファーネス弁護人による戦争は犯罪ではない旨の申立
ブレイクニー弁護人による戦争の合、非合法に関する申立
ファーネス弁護人による四被告を本公判により除外すべき申立
コミンズ・カー検察官による弁論

六. 速記録第六号 昭和二年五月一五日(水) (第一巻第六号所収)

(弁論)

コールマン弁護人による首席弁護人としての届出の申出
クラインマン弁護人による起訴状、訴因不正確の申立
コミンズ・カー検事による申述

[〇六・四・一八]

七. 速記録第七号 昭和二年五月一七日(金) (第一巻第七号所収)

(決定)

すべての申立却下

八. 速記録第八号 昭和二年六月三日(月) (第一巻第八号所収)

コールマン弁護人によるアメリカ(人)弁護人の紹介
ワーレン弁護人による松岡洋右に関する申出
ブルックス弁護人による大川周明より提出の申出
マタイス弁護人、ブレイクニー弁護人による延期の申立
ブレイクニー弁護人による、公開陳述に必要な時間の申立
同、各個別事実調査の申立
ファーネス弁護人による、申立・抗弁を提出する時間追加の申立
マンズフィールド検察官による、各項事件に関し個別陳述をなすの申立
同、日本政府その他の諸記録等の提出、裏書なきを許すべき申立
同、字句修正の申立
同、出来事の法的認知に関する申立
同、証拠物に番号を付するの申出
ブレイクニー弁護人による関連申立
清瀬一郎弁護人による事件の正確な確定の申立

九. 速記録第九号 昭和二年六月四日(火) (第一巻第九号所収)

(決定)

弁護側および検察側の申立に対する許容あるいは却下
キーナン検察官による劈頭陳述
ファーネス弁護人による検察官劈頭陳述中一部削除すべき抗議
清瀬一郎弁護人による同じくstern justiceの訳出等に関する抗議
クラインマン弁護人による同じく無関連事実に関する抗議

一〇. 速記録第一〇号 昭和二年六月一三日(木) (第一巻第一〇号所収)

証拠調

鵜沢弁護人による新弁護人の紹介

山岡弁護人によるアメリカ側弁護人の紹介

マタイス弁護人による、証拠提出の意味の質疑

マンズフィールド検察官による証拠の説明

証拠書類第一三号	ヘーグ条約第一号
同第一四号	同 第三号
同第一五号	陸戦に関する諸条約(注)
同第一六号	ヘーグ条約第一〇号
同第一七号	阿片其の他の麻薬の濫用を禁遏する条約
同第一八号	国際連盟第二回阿片会議条約
同第一九号	麻薬に関する条約
同第二〇号	いわゆる赤十字条約
同第二一号	ポーツマス条約
同第二二号	米合衆国との覚書交換による協定
同第二三号	連合・ドイツ間の平和条約、国際連盟規約
同第二四号	太平洋方面の島嶼に関する条約(注)
同第二五号	同上 追加協定
同第二六号	太平洋四カ国条約に関する通告状(注)
同第二七号	同上
同第二八号	九カ国条約
同第二九号	一九二二・ニ・一一ワシントンにおける条約
同第三〇号	極東共和国との条約原案一七カ条
同第三一号	一九二五・五北京条約
同第三二号	ケロッグ・ブリアン条約(パリ条約)
同第三三号	同上に対する帝国政府声明
同第三四号	ワシントン海軍軍縮条約
同第三五号	ロンドン海軍軍縮証約
同第三六号	防共協定付属秘密鑑定書
同第三七号	日独文化協定
同第三八号	日本文化協定
同第三九号	日独通商条約
同第四〇号	汪精衛政権との基本関係条約
同第四一号	日本タイ間不可侵条約
同第四二号	ヴィシーにおける日仏協定
同第四三号	日独伊三国条約
同第四四号	仏印タイ間停戦条約
同第四五号	日露中立条約
同第四六号	日本・ヴィシー政府間商業条約
同第四七号	仏印タイ間講和条約
同第四八号	防芝協定更新条約
同第四九号	日独伊三国軍事協約
同第五〇号	三国経済協定
同第五一号	三国軍事同盟
同第五二号	日蘭調停条約及び日本国による廃棄通告
同第五三号	日米通商条約廃棄
同第五四号	ソ連の日ソ中立条約廃棄
同第五五号	日本に対する国際連盟決議文(注)
同第五六号	日本に対する国際連盟決議文(注)
同第五七号	リットン報告書
同第五八号	日米外交関係叢書(注)
同第五九号	日本国を侵略者とする連盟報告

同第六〇号	中華民國規約一七条の適用要請の書面
同第六一号	連盟理事会、日本国宛出席要請の書面
同第六二号	日本国の出席招請許(ママ)否状
同第六三号	ブラッセル会議
同第六四号	ソビエト連邦の宣戦布告
同第六五号	連盟総会脱退の通告文
同第六六号	連盟諸機関脱退[の通告文]
同第六七号	在米日支資産凍結令
同第六八号	大日本帝国憲法
同第六九号	皇室典範
同第七〇号	内閣官制
同第七一号	企画院官制
同第七二号	内閣情報局官制
同第七三号	各省官制通則
同第七四号	陸軍省官制
同第七五号	海軍省官制
同第七六号	外務省官制
同第七七号	軍令に関する件
同第七八号	参謀本部条例
同第七九号	軍令部令
同第八〇号	大本営令
同第八一号	議院法
同第八二号	貴族院令
同第八三号	枢密院官制及び事務規程
同第八四号	国家総動員法(法律第五五号)
同第八五号	憲法告文
同第八六号	憲法前文
同第八七号	拓務省官制
同第八八号	内務省官制
同第八九号	軍需省官制
同第九〇号	大東亜省官制
同第九一号	文部省官制
同第九二号	俘虜收容所令及び俘虜情報局官制
同第九三号	陸海軍大臣に任ぜられる将官に関する一連の勅令(注)
同第九四号	官内省官制
同第九五号	内大臣府官制
同第九六号	内閣参議並びに行政察使に関する戦時勅令
同第九七号	無任所大臣を追加任命することを規定する勅令
同第九八号	治安維持法改正法律
同第九九号	国家総動員法に基づく諸勅令
同第一〇〇号	日本国政府組織一覧表
同第一〇一号	略図(終戦連絡中央事務局確認)

* (注)は内容の略記、原資料参照

ファーネス弁護人らによる抗弁

ホロヴィツ検察官による証拠の説明

ブレークニー弁護人による抗弁

ノーラン検察官による証拠の説明

一一. 速記録第一号 昭和二年六月一四日(金) (第一巻第一号所収)

証拠調

ノーラン検察官による証拠の説明(続)

ブレークニー弁護人による異議

ホロヴィツ検察官による証拠の説明(続)

ノーラン検察官による証拠書類第六八号乃自九〇までの提出

ホロヴィツ検察官による、一九三一年乃自一九四六年に亙る各文官、
武官の就任期間目録(証拠書類第一〇二号)提出

同検察官による証拠書類提出

- 第一〇三号 被告荒木貞夫に関する内閣官房人事記録
- 第一〇四号 被告土肥原賢二に関する内閣官房人事記録
- 第一〇五号 被告橋本欣五郎に関する内閣官房人事記録
- 第一〇六号 被告畑俊六に関する内閣官房人事記録
- 第一〇七号 被告平沼騏一郎に関する内閣官房人事記録
- 第一〇八号 被告廣田弘毅に関する内閣官房人事記録
- 第一〇九号 被告星野直樹に関する内閣官房人事記録
- 第一一〇号 被告板垣征四郎に関する内閣官房人事記録

一二. 速記録第一二号 昭和二年六月一七日(月) (第一卷第一二号所収)

証拠調

ホロウィッツ検察官による証拠書類提出(続)

- 第一一一号 被告賀屋興宣に関する内閣官房人事記録
- 第一一二号 被告木戸幸一に関する内閣官房人事記録
- 第一一三号 被告木村兵太郎に関する内閣官房人事記録
- 第一一四号 被告小磯國昭に関する内閣官房人事記録
- 第一一五号 被告松井石根に関する内閣官房人事記録
- 第一一六号 被告松岡洋右に関する内閣官房人事記録
- 第一一七号 被告南次郎に関する内閣官房人事記録
- 第一一八号 被告武藤章に関する内閣官房人事記録
- 第一一九号 被告永野修身に関する内閣官房人事記録
- 第一二〇号 被告岡敬純に関する内閣官房人事記録
- 第一二一号 被告大島浩に関する内閣官房人事記録
- 第一二二号 被告佐藤賢了に関する内閣官房人事記録
- 第一二三号 被告重光葵に関する内閣官房人事記録
- 第一二四号 被告嶋田繁太郎に関する内閣官房人事記録
- 第一二五号 被告白鳥敏夫に関する内閣官房人事記録
- 第一二六号 被告鈴木貞一に関する内閣官房人事記録
- 第一二七号 被告東郷重徳に関する内閣官房人事記録
- 第一二八号 被告東條英機に関する内閣官房人事記録
- 第一二九号 被告梅津美治郎に関する内閣官房人事記録

ハマック検察官による開廷声明書の朗読・陳述

検察側ニュージエント証人の証言

弁護側による同証人に対する反対訊問

一三. 速記録第一三号 昭和二年六月一八日(火) (第一卷第一三号所収)

証拠調

弁護側によるニュージエント証人に対する反対訊問(続)

検察側海後宗臣証人の証言(ハマック検察官)

弁護側による同証人に対する反対訊問

マンズフィールド検察官による手続き申出

一四. 速記録第一四号 昭和二年六月一九日(水) (第一卷第一四号所収)

証拠調

検察側大内兵衛証人の証言(ハマック検察官)

弁護側による同証人に対する反対訊問

検察側滝川幸辰証人の証言(ダニヒ検察官)

弁護側による同証人に対する反対訊問

ダニヒ検察官による証拠書類第一三二号(検察側証拠七一〇六号)提出

同第一三三号(同七一〇七号)提出

同第一三四号(同七一〇九号)提出

同第一三六号(同七一〇一〇号)提出

同第一三七号(同七一〇一二号)提出

同第一三八号(同七一〇一三〇号)提出

同第一三九号(同七一〇一四〇号)提出

一五. 速記録第一五号 昭和二年六月二〇日(木) (第一卷第一五号所収)

証拠調

検察側前田多門証人の証言(ハマック検察官)

証拠書類第一四一号提出

同第一四〇号提出

宣誓供述書朗読・訂正

前田多門宣誓供述書(日本語訳)朗読

証拠書類第一四一号朗読 [臣民ノ道]

検察側伊藤述史証人の証言(ダニヒ検察官)

証拠書類第一四二号伊藤述史宣誓供述書朗読

弁護側による同証人に対する反対訊問

証拠書類第一四三号検察側池島重信証人の宣言(ダニヒ検察官)

池島重信宣誓供(口)述書朗読

弁護側による同証人に対する反対訊問

検察側佐木秋夫証人の証言(ダニヒ検察官)

証拠書類第一四四号佐木秋夫宣誓供述書朗読

注)証拠書類第一四三号は番号推定

[〇六・五・一六]

一六. 速記録第一六号 昭和二年六月二一日(金) (第一卷第一六号所収)

証拠調

検察側佐木秋夫証人の証言(ダニヒ検察官)・続

弁護側による同証人に対する反対訊問

検察側緒方竹虎証人の証言(ダニヒ検察官)

証拠書類第一四六号緒方竹虎宣誓供述書朗読

弁護側による同証人に対する反対訊問

検察側中井金兵衛証人の証言(ダニヒ検察官)

証拠書類第一四七号中井金兵衛宣誓供述書朗読

一七. 速記録第一七号 昭和二年六月二四日(月) (第一卷第一七号所収)

証拠調

弁護側による中井金兵衛証人に対する反対訊問

検察側T.F.ダニヒュー証人の証言(ダニヒ検察官)

証拠書類第一四九号T.F.ダニヒュー宣誓供述書朗読

検察側中井金兵衛証人の証拠書類一四八号提出

検察側鈴木東民証人の証言(ダニヒ検察官)

証拠書類第一五〇号(検察側証拠一一五二号)鈴木東民宣誓供述書朗読

弁護側による同証人に対する反対訊問

検察側、国家総動員法(第二〇条)に注意喚起

ダニヒ検察官による証拠書類第一五一号(検察側証拠七一二二号)提出

検察側小泉梧郎証人の証言(ハマック検察官)

証拠書類第一五二号小泉梧郎宣誓供述書朗読

弁護側による同証人に対する反対訊問

[〇六・五・二八]

一八. 速記録第一八号 昭和二年六月二五日(火) (第一卷第一八号所収)

証拠調

検察側より文書証拠提出の方法に関する動議

弁護側による小永梧郎証人に対する反対訊問

検察側幣原喜重郎証人の証言(ヘルム検察官)

証拠書類第一五五号(検察側証拠七〇一〇号)幣原喜重郎供述書朗読

弁護側による同証人に対する反対訊問

一九. 速記録第一九号 昭和二年六月二六日(水) (第一卷第一九号所収)

証拠調

弁護側による幣原喜重郎証人に対する反対訊問
検察側による同証人に対する再度の直接訊問(ヘルム検察官)
弁護側による同証人に対する再度の反対訊問
検察側による清水行之助証人の証言(ヘルム検察官)
証拠書類第一五七号(検察側証拠一五一七号(ママ))清水行之助宣誓供述書朗読
弁護側による同証人に対する反対訊問
検察側徳川義親証人の証言(ヘルム検察官)
証拠書類第一五八号(検察側証拠一五一八号)徳川義親宣誓供述書朗読
弁護側による同証人に対する反対訊問

二〇. 速記録第二〇号 昭和二年六月二七日(木) (第一巻第二〇号所収)

小林弁護人より被告松岡洋右の死亡の報告
裁判長により同被告を起訴状より削除

証拠調

弁護側による徳川義親証人に対する反対訊問
検察側藤田勇証人の証言(ヘルム検察官)
証拠書類第一六〇号(検察側証拠一八九二号)藤田勇宣誓供述書朗読
弁護側による同証人に対する反対訊問
検察側犬養健証人の証言(ヘルム検察官)
検察側証拠一五二四号犬養健宣誓供述書朗読
弁護側による同証人に対する反対訊問

[〇六・六・五]

二一. 速記録第二一号 昭和二年六月二八日(金) (第一巻第二一号所収)

証拠調

弁護側による犬養健証人に対する反対訊問(続)
検察側若槻禮次郎証人の証言(ヘルム検察官)
証拠書類第一六二号(検察側証拠一五二八号)若槻禮次郎宣誓供述書朗読
弁護側による同証人に対する反対訊問
検察側、満洲に於ける軍事的侵略に関する証拠提出の動議(ヘルム検察官)
一(五八号) 日本外交交渉に関する文書
二(検察局文書二〇〇七号) [真珠湾関連](本文参照)
三(同 一六三二号) 橋本欣五郎『世界の再建に達する道』
四(同 四八五号) 松岡洋右『変り行く満豪』
五(同 二五三五号) 「ジャパン・タイムズ」
六(同 一七七七号) 『一九三七年日本年鑑』
検察側証人宇垣一成証人の証言(ヘルム検察官)
証拠書類第一六三号(検察側証拠一五一六号)宇垣一成宣誓供述書朗読
ヘルム検察官による証拠書類第一六三号二(検察側証拠一八二八号)提出
弁護側による同証人に対する反対訊問

二二. 速記録第二二号 昭和二年七月一日(月) (第一巻第二二号所収)

証拠調

弁護側による宇垣一成証人に対する反対訊問(続)
検察側後藤文夫証人の証言(ヘルム検察官)
証拠書類第一六四号(検察側証拠一六六一号)後藤文夫宣誓供述書朗読
ヘルム検察官による証拠書類第一六五号(検察側証拠一六五九号)提出
弁護側による同証人に対する反対訊問
検察側証拠書類第一六七号(検察側証拠書類四五一号)提出
同、第一六八号(同一六五八号)提出
満洲に対する侵略に関する陳述(ダーシー検察官)

二三. 速記録第二三号 昭和二年七月二日(火) (第一巻第二三号所収)

証拠調

検察側追加的証人三人の証言日程に関する決定(裁判長)
木戸日記翻訳の正しさに関する決定(同)

「リットン」卿報告第二章朗読(マッケンジー検察官)
検察側岡田啓介証人の証言(ダーシー検察官)
証拠書類第一七五号(検察側証拠一七四九号)岡田啓介宣誓供述書朗読(ダーシー検察官)
同第一七六号(同一一五二五号)同(ヘルム検察官)
弁護側による同証人に対する反対訊問

二四. 速記録第二四号 昭和二年七月三日(水) (第一巻第二四号所収)
証拠調

検察側、俘虜の取扱いに関する多数の供述書に関する申請
弁護側による岡田啓介証人に対する反対訊問(続)

二五. 速記録第二五号 昭和二年七月五日(金) (第一巻第二五号所収)
証拠調

弁護側による岡田啓介証人に対する反対訊問(続)
サケット検察官による証拠書類第一七七号(検察側証拠四九〇号)提出
同第一七八号提出(木戸候の日記)
同第一七九号A提出(同)
検察側田中隆吉証人の証言(サケット検察官)

[〇六・七・五]

二六. 速記録第二六号 昭和二年七月六日(土) (第一巻第二六号所収)
証拠調

検察側田中隆吉証人の証言(サケット検察官)(続)

二七. 速記録第二七号 昭和二年七月八日(月) (第一巻第二七号所収)
証拠調

弁護側による田中隆吉証人に対する反対訊問

二八. 速記録第二八号 昭和二年七月九日(火) (第一巻第二八号所収)
証拠調

弁護側による田中隆吉証人に対する反対訊問(続)
サケット検察官による証拠書類第一八一号(検察側証拠二一九四号)提出
同第一八一号の第一部提出
同第一八一号の第二部(同二一九四号の丙)提出
同[第一八二号](同四八九号)提出
同第一八三号(同一二号)提出
ハイダー検察官による同一八四号(同六一八号)提出
同第一八五号(同二一三六号)提出
同第一八六号(同二一三五号)提出
同第一八六号第一節提出
同[第一八七号](同二二四八号)提出
同第一八八号(同一〇〇〇五号)提出

注)[]は速記録に於て前後関係により類推

[〇六・七・二〇]

二九. 速記録第二九号 昭和二年七月一〇日(水) (第一巻第二九号所収)
証拠調

調書の取扱のニュルンベルク方式に関する申立(弁護側)
ハイダー検察官による証拠書類第一八八号D(検察側証拠一〇〇〇二号)提出
マッケンジー検察官による同第一八九号(同二一九号B)提出
同第一九〇号(同二一九号C)提出
同第一九一号(同二一九号I)提出
ハイダー検察官による同第一九二号(同一八七一号)提出
同第一九三号(同一八七〇号)提出
同第一九四号(同一八七一号D)提出
同第一九五号(同一二四二号)提出

同第一九六号(同一八七-A号)提出

- 三〇. 速記録第三〇号 昭和二十一年七月一五日(月) (第一卷第三〇号所収)
証拠調
捕虜収容所に関する調書提出(マンスフィールド検察官)

[〇六・七・]

- 三一. 速記録第三一号 昭和二十一年七月二二日(月) (第一卷第三一号所収)
証拠調
証拠書類第一九八号(検察側証拠一七五〇号)秦徳純宣誓供述書提出
同第一九九号(同二三四〇号)同
同第二〇〇号(同二二一一号)提出
同第二〇一号(同二二一二号)提出
同第一九九号[上述]朗読
同第一九八号[上述]朗読
弁護側による同証人に対する反対訊問
弁護側による裁判官忌避申立
申立却下の決定(裁判長)

- 三二. 速記録第三二号 昭和二十一年七月二三日(火) (第一卷第三二号所収)
証拠調
弁護側による秦徳純証人に対する反対訊問(続)

- 三三. 速記録第三三号 昭和二十一年七月二四日(水) (第一卷第三三号所収)
証拠調
弁護側による秦徳純証人に対する反対訊問(続)

- 三四. 速記録第三四号 昭和二十一年七月二五日(木) (第一卷第三四号所収)
証拠調
弁護側による秦徳純証人に対する反対訊問(続)
検察側R.O.ウィルソン証人の証言
証拠書類第二〇四号(検察側証拠二二四六号)宣誓供述書提出
提出却下の決定(裁判長)

[〇六・八・八]

- 三五. 速記録第三五号 昭和二十一年七月二六日(金) (第一卷第三五号所収)
証拠調
弁護側によるR.ウィルソン証人に対する反対訊問(続)
検察側許傳音証人の証言(サトン検察官)
弁護側による同証人に対する反対訊問
検察側尚徳義証人の証言(サトン検察官)
証拠書類第二〇六号(検察側証拠一七三五号)宣誓供述書朗読
検察側伍長徳証人の証言(サトン検察官)
証拠書類第二〇七号(検察側証拠二一一九号)宣誓供述書朗読
検察側陳福寶(*)証人の証言(サトン検察官)
証拠書類第二〇八号(検察側証拠一七四二号)宣誓供述書朗読
弁護側による同証人に対する反対訊問
*)字体不鮮明につき仮記

- 三六. 速記録第三六号 昭和二十一年七月二九日(月) (第一卷第三六号所収)
証拠調
検察側徐節俊証人の証言(サトン検察官)
証拠書類第二〇九号(検察側証拠二一一八号)宣誓供述書朗読
検察側M.ベーツ証人の証言(サトン検察官)
弁護側による同証人に対する反対訊問
検察側P.ローレス証人の証言(サトン検察官)

三七. 速記録第三七号 昭和二年七月三〇日(火) (第一卷第三七号所収)

証拠調

弁護側によるローレス証人に対する反対訊問(続)
ハイダー検察官による証拠書類第二一〇号(検察側証拠一八七一号B)提出、朗読
同第二一一号(同一七七七号)同
リウエリン検察官による同第二一二号(同七二四号B)同
同第二一三号(同一八七一号E)同
同第二一四号(同一七九一号)同
ハイダー検察官による同第二一五号(同一六三四号B)同
同第二一六号(同一六三四号C)同
同第二一七号(同一六三四号D)同
同第二一八号(同一六三四号F)同
同第二一九号(同一六三四号G)同
マッケンジー検察官による同第二二〇号提出
同による「リットン報告書」第六章朗読
同による同(?)第一八七号の一朗読
検察側笠木良明証人の証言(マッケンジー検察官)
証拠書類第二二一号(検察側証拠一八五四号)宣誓供述書朗読
弁護側による同証人に対する反対訊問

三八. 速記録第三八号 昭和二年七月三一日(水) (第一卷第三八号所収)

証拠調

弁護側による笠木証人に対する反対訊問(続)
ドーシー検察官による証拠書類第二二二号(検察側証拠一四一五号B)提出、朗読
同第二二三号(同一四一五号C)提出、朗読
同第二二四号(同一四一五号E)同
同第二二五号(同一四一五号F)同
同第二二六号(同六〇七号)同
同第二二七号(同六一三号)同
同第二二八号(同六四五号)同
サケット検察官による同第二二九号(同一〇〇〇八号)同
同第二三〇号(同六二一号)同
リウエリン検察官による同二三一号(同一〇一四号C)同
同第二三二号(同二四一一号)同
同第二三三号(同一〇一四号D)同
同第二三四号(同一〇一四号E)同
同第二三五号(同二四一二号)同
同第二三六号(同一〇一四号F)同
同第二三七号(同八八七号)同

三九. 速記録第三九号 昭和二年八月一日(木) (第一卷第三九号所収)

証拠調

リウエリン検察官による証拠書類第二三八号(検察側証拠八八七号A)提出、朗読
サケット検察官による同第二三九号(同一〇一四号〇)同
同第二四〇号(同六四四号)同
同第二四一号(同九四七号)同
同第二四二号(同一〇四六号)同
同第二四三号(同一〇五四号)同
同第二四四号(同六四一号)同
検察側森島守人証人の証言(ドーシー検察側証人)
証拠書類第二四五号(検察側証拠二二六三号)宣誓供述書朗読
弁護側による同証人に対する反対訊問
ファーンズ弁護人による証拠書類第二四六号(書類三、四、五、六、七号)提出、朗読

四〇. 速記録第四〇号 昭和二年八月二日(金) (第一卷第四〇号所収)

証拠調

弁護側による森島守人証人に対する反対訊問
検察側前田多門証人の証言(ハマック検察官)
弁護側による同証人に対する反対訊問
検察側中井金兵衛証人の証言(ダニヒ検察官)

四一. 速記録第四一号 昭和二年八月五日(月) (第一卷第四一号所収)

証拠調

検察側中井金兵衛証人の証言(続)(ダニヒ検察官)
(映画『非常時日本』映写、第二より第一二巻まで)
弁護側による中井金兵衛証人に対する反対訊問
検察側J.B.ポーエル証人の証言(マッケンジー検察官)
注)ポーエルはパウルとも

四二. 速記録第四二号 昭和二年八月六日(火) (第一卷第四二号所収)

証拠調

検察側J.B.ポーエル証人の証言(続)(マッケンジー検察官)
モロー検察官による、日本の中国侵略に関する陳述(証人一時退席)
弁護側による同証人に対する反対訊問
検察側J.B.ポーエル証人の証言(デービス検察官)
モロー検察官による起訴書類書證五九、五八号朗読
同証拠書類第二四七号(検察側証拠書類一七二六号)提出、朗読
検察側王冷齋証人の証言(モロー検察官)
証拠書類第二四八号(検察側証拠一七九〇号)宣誓供述書朗読
弁護側による同証人に対する反対訊問

四三. 速記録第四三号 昭和二年八月七日(水) (第一卷第四三号所収)

証拠調

弁護側による王冷齋証人に対する反対訊問(続)
モロー検察官によるD.D.パレット供述書朗読
検察側梁廷芳証人の証言(モロー検察官)
証拠書類第二五〇号(検察側証拠一七四三号)宣誓供述書朗読
弁護側による同証人に対する反対訊問
検察側多田駿証人の証言(モロー検察官)
証拠書類第二五一号(検察側証拠二二一三号)宣誓供述書朗読
弁護側による同証人に対する反対訊問
検察側A.A.ドーランス証人の証言(モロー検察官)
弁護側による同証人に対する反対訊問
モロー検察官による証拠書類第二五二号(検察側証拠一七五二号)提出、朗読
同第二五三号(同一〇一〇三号)同
同第二五四号(同一九八五号)提出(次回受理)
注)第二四九号不明

四四. 速記録第四四号 昭和二年八月八日(木) (第一卷第四四号所収)

証拠調

モロー検察官による証拠書類第二五四号(検察側証拠一九八五号)朗読
同第二五五号(同一〇一〇五号)提出、朗読[武藤章訊問調書]
同第二五六号(同一〇一〇二号)同 [畑俊六同]
同第二五七号(同一〇一〇四号)同 [松井石根同]
同第二五八号(同一九四九号)同 [橋本欣五郎同]
パーキンソン検察官による同第二五九号(同九八四号)同
同第二六〇号(同九二八号)同
検察側朝見一男証人の宣誓(パーキンソン検察官)
パーキンソン検察官による証拠書類第二六一号(検察側証拠四七三号)提出、朗読
検察側伊藤述史証人の証言(パーキンソン検察官)

弁護側による同証人に対する反対訊問
パーキンソン検察官による証拠書類第二六二号(検察側証拠一八六二号)提出、朗読
同第二六三号(同七六六号)同
同第二六四号(同四八八号)同
同第二六五号(同八五二号)同
同第二六六号(同一五〇四号D)同
同第二六七号(同一二〇三号)同
同第二六八号(同一一五六号L3)同

四五. 速記録第四五号 昭和二年八月九日(金) (第一巻第四五号所収)

証拠調

パーキンソン検察官による証拠書類第二六九号(検察側証拠一三三八号)提出、朗読
同第二七〇号(同一六八五号)同
同第二七一号(同一〇九三号)同
同第二七二号(同六〇五号)同
同第二七三号(同六二三号)提出

注)第二六九号当初取消

四六. 速記録第四六号 昭和二年八月一二日(月) (第一巻第四六号所収)

証拠調

パーキンソン検察官による証拠書類第二七三号(検察側証拠一三二八号)朗読
同第二七四号(同六四三号)提出、朗読
同第二七五号(同一三七〇号)提出
同第二七六号A(同一七五六号)提出、朗読
同第二七六号B(同一七五六号D)同
同第二七七号(同四五四号)同
検察側J.ゲッテ証人の証言(キーナン検察官)

[〇六・九・一九]

四七. 速記録第四七号 昭和二年八月一三日(火) (第一巻第四七号所収)

証拠調

検察側J.ゲッテ証人の証言(続)(キーナン検察官)
弁護側による同証人に対する反対訊問

四八. 速記録第四八号 昭和二年八月一五日(木) (第一巻第四八号所収)

証拠調

弁護側によるJ.ゲッテ証人に対する反対訊問(続)
向哲濬検察官の論告
検察側J.G.マギー証人の証言(サトン検察官)

四九. 速記録第四九号 昭和二年八月一六日(金) (第一巻第四九号所収)

証拠調

検察側J.G.マギー証人の証言(続)(サトン検察官)
弁護側の同証人に対する反対訊問
検察側愛親覚羅溥儀証人の証言(キーナン検察官)

五〇. 速記録第五〇号 昭和二年八月一九日(月) (第一巻第五〇号所収)

証拠調

検察側愛親覚羅溥儀証人の証言(続)(キーナン検察官)

五一. 速記録第五一号 昭和二年八月二〇日(火) (第一巻第五一号所収)

証拠調

検察側愛親覚羅溥儀証人の証言(続)(キーナン検察官)
弁護側による同証人に対する反対訊問

五二. 速記録第五二号 昭和二年八月二一日(水) (第一巻第五二号所収)

証拠調

弁護側による溥儀証人に対する反対訊問(続)

五三. 速記録第五三号 昭和二十一年八月二二日(水) (第一巻第五三号所収)

証拠調

弁護側による溥儀証人に対する反対訊問(続)

弁護側による証拠書類第二七八号提出

同第二七九号提出

五四. 速記録第五四号 昭和二十一年八月二三日(金) (第一巻第五四号所収)

証拠調

弁護側による溥儀証人に対する反対訊問(続)

五五. 速記録第五五号 昭和二十一年八月二六日(月) (第一巻第五五号所収)

証拠調

弁護側による溥儀証人に対する反対訊問(続)

弁護側による証拠書類第二八〇号提出

同第二八一号A,B,C,D,E同

同第二八二号同

五六. 速記録第五六号 昭和二十一年八月二七日(火) (第一巻第五六号所収)

証拠調

弁護側による溥儀証人に対する反対訊問(続)

弁護側による証拠書類第二八三、二八四、二八五号提出

検察側による同第二八六号(検察側証拠一七六七号)提出、朗読[二二二]

同第二八七号(同)同 [二二三]

同第二八八号(同)同 [二二九]

同第二八九号(同)同 [二三〇]

同第二九〇号(同)同 [四・一・二三一]

注)一七六七番[]は枝番号

五七. 速記録第五七号 昭和二十一年八月二八日(水) (第一巻第五七号所収)

証拠調

サトン検察官による証拠書類第二九一号(検察側証拠一七六七-四-一-二三二号)提出、朗読

同第二九二号(同-二三九号)同

メノン検察官による同第二九三号(同-二八〇号)同

同第二九四号(同-二八七号)同

同第二九五号(同-二八九号)同

同第二九六号(同-二九〇号)同

同第二九七号(同-二九一号)同

同第二九八号(同-二九二号)同

同第二九九号(同-三〇二号)同

サトン検察官による同第三〇〇号(同-三〇六号)同

同第三〇一号(同-三二〇号)同

同第三〇二号(同-三二二号)同

同第三〇三号(同-三三一号)同

同第三〇四号(同-三三二号)同

同第三〇五号(同-三四五号)同

検察側H.F.ギル証人の証言(サトン検察官)

弁護側による同証人への反対訊問

検察側による童壽民証人への証言(裘検察官)

弁護側による同証人への反対訊問

注)「-四-一」の番号を補った項目あり

五八. 速記録第五八号 昭和二十一年八月二九日(木) (第一巻第五八号所収)

証拠調

サトン検察官による証拠書類第三〇六号(検察側証拠一九二一号)L.スミス宣誓供述書朗読
同第三〇七号(同一九四七号)G.A.フィッチ同
同第三〇八号(同一七三六号)陳瑞芳同
同第三〇九号(同二四六六号)J.H.マックカラム同
同第三一〇号(同一七一八号)孫永成同
同第三一一号(同一七二九号)李滌生同
同第三一二号(同一七三九号)ラ・ソンセイ同
同第三一三号(同一七三二号)吳經才同
同第三一四号(同一七一九号)朱帝翁・繼詳同
同第三一五号(同一七四一号)ワン・キャン・セイ同
同第三一六号(同一七二四号)フー・ツー・シン同
同第三一七号(同一七三七号)王陳同
同第三一八号(同一七三八号)吳着清同
同第三一九号(同一七二二号)殷王則同
同第三二〇号(同一七三一号)王潘同
同第三二一号(同一七三〇号)金沙井・吳張同
同第三二二号(同一七四〇号)陳買同
同第三二三号(同一七四四号)提出、朗読
同第三二四号(同一七〇二号)同
同第三二五号(同一七〇三号)同
同第三二六号(同一七〇四号)同
同第三二七号(同一七〇六号)同
同第三二八号(同一九〇六号)同

五九. 速記録第五九号 昭和二年八月三〇日(金) (第一巻第五九号所収)

証拠調

サトン検察官による証拠書類第三二八号(検察側証拠一九〇六号)朗読(続)
同第三二九号(同四〇三九号)提出、朗読
同第三三〇号(同二〇七六号、同号A一)同
同第三三一-三四〇号(同二一〇六-二一一五号)同
同第三四一号(同二二一七号)同
同第三四二号(同二二一八号)同
検察側劉耀華証人の証言(サトン検察官)
証拠書類第三四三号(検察側証拠二二二一号)宣誓供述書朗読
弁護側による同証人に対する反対訊問
検察側翟樹榮証人の証言(サトン検察官)
証拠書類第三四四号(検察側証拠二二二二号)宣誓供述書朗読
弁護側による同証人に対する反対訊問
サトン検察官による証拠書類第三四五号(検察側証拠一七〇八号)提出、朗読
同第三四六号(同一七二七号)同
同第三四七号(同二〇七五号A)同
同第三四八号(同二〇八〇号)同
同第三四九号(同二〇八一号)同
同第三五〇号(同二一六九号)同
同第三五一号(同二一七〇号)同
同第三五二号(同二二一九号)同
同第三五三号(同二二二〇号)同
同第三五四-三五九号(同各二〇九九、二一〇〇-二一〇三、二一〇五号)同
同第三六〇号(同二〇七七号)同

六〇. 速記録第六〇号 昭和二年九月三日(火) (第一巻第六〇号所収)

証拠調

証拠書類第三六一-三七〇号(検察側証拠各二〇七八、同七九、八六-九一、九三、九六)提出
(サトン検察官)
サトン検察官による同第三七〇号(最終節)朗読
同第三七一号(検察側証拠一七〇〇号)提出

センダスキー検察官による検察側文書一九一号朗読
同証拠書類第三七二号(検察側証拠九五五九号)提出、朗読
同第三七三号(同九五六八号)同
同第三七四号(同九五二五号)同 [一部 後刻朗読]
同第三七五号(同二一七三号)同
同第三七六号(同二一二〇号)同
同第三七七号(同九五二四号同B)同
同第三七八号(同九五一〇号)同
同第三七九号(同九五二八号)同
同第三八〇号(同九五三〇号)同
同第三八一号(同一〇四三号)同
同第三八二号(同一〇四五号)同
同第三八三号(同九五五八号)同
同第三八四号(同九五三二号)同
同第三八五号(同九五三三号)同
同第三八六号(同九五三四号)同
同第三八七号(同九五三五号)同
同第三八八号(同九五五七号)同
検察側及川源七証人の証言(センダスキー検察官)
証拠書類第三八九号(証拠書類九五七五号)宣誓供述書提出
弁護側による同証人に対する反対訊問
センダスキー検察官による証拠書類第三八二号(一部)朗読
同第三九〇号(同九五一四号)提出、朗読
同第三九一号(同九五一七号)同

六一. 速記録第六一号 昭和二年九月四日(水) (第一卷第六一号所収)

証拠調

センダスキー検察官による証拠書類第三九二号(同九五一二号)提出、朗読
同第三九三号(同九五一六号)同
同第三九四号(同九五一五号)同
同第三九五号(同九五一八号)同
同第三九六号(同九五二〇号)同
同第三九七号(同九五二二号)同
同第三九八号(同九五二三号)同
同第三九九号(同九五二四号)同
同第四〇〇号(同九五二一号)同
サトン検察官による同第四〇一号(同一七一四号)森岡泉宣誓供述書同
同第四〇二号(同一七〇七号)提出、朗読
同第四〇三号(同一七一一号)同
センダスキー検察官による同第四〇四号(同一七一二号)同
ハメル検察官による同第四〇五号(同九五〇七号)同
同第四〇六号(同九五〇六号)同
同第四〇七号(同九五〇四号)同
同第四〇八号(同九五〇三号)同
同第四〇九号(同九五〇二号)同
同第四一〇号(同九五〇五号)同
同第四一一号(同九五〇八号)同
同第四一二号(同九五〇一号)同
同第四一三号(同九五〇九号)同
同第四一四号(同九五三七号)同
同第四一五号(同九五三八号)同
同第四一六号(同九五六一号)同
同第四一七号(同九五四〇号)同
同第四一八号(同九五四二号)同
同第四一九号(同九五四三号)同
同第四二〇号(同九五四四号)同

同第四二一号(同九五四六号)同
同第四二二号(同九五四五号)同
同第四二三号(同九五六五号)原田熊吉宣誓供述書提出
同第四二四号(同九五四七号)提出、朗読
検察側里見甫証人の証言(ハメル検察官)
ハメル検察官による証拠書類第四二五号(検察側証拠九五五二号)提出
弁護側による里見甫証人に対する反対訊問
ハメル検察官による証拠書類第四二六号(検察側証拠九五四八号)提出、朗読
同第四二七号(同九五五〇号)同
同第四二八号(同九五四一号)同
同第四二九号(同九五六〇号)同
注)第四〇一号「泉」字体不詳
第四二五号は「第四五二号」の訂正

六二. 速記録第六二号 昭和二一年九月五日(木) (第一卷第六二号所収)

証拠調

ハメル検察官による証拠書類第四三〇号(検察側証拠九五五五号、同B)提出、朗読
同第四三一号(同九五五三号)同
同第四三二号(同一一五四号)同
同第四三三号(同九五三六号)同
同第四三四号(同九五五六号)同
弁護側による森岡泉証人に対する反対訊問
検察側による同証人に対する反対訊問(*)
注)森岡証人につき第四〇一号参照
*)裁判長によれば「再訊問」

[二〇〇六・一〇・一〇]